

大阪広域環境施設組合における 「押印見直し」の取組

■ 概 要

市民等（個人・法人）の負担軽減とオンライン化推進のため、次のとおり、市民等が本組合に書面で行う各種手続きにおける押印を見直す。

■ 方 針

- 認印は全て廃止
- 実印（登録印・登記印）も精査し、必要性がない場合は廃止
- 署名も原則不要
 - ・ 押印や署名の見直しにより、原則「記名」により手続き可とする。
 - ・ 個人が対象の手続き・法人が対象の手続きともに見直す。
- 令和4年6月中に見直しを完了
 - ・ ホームページ掲載の申請書等の押印欄を削除
 - ・ 業務委託先等への周知等